

更新は8月31日困まで

手続きはお早めに。

限度額適用認定証

現在お持ちの「国民健康保険限度額適用認定証」及び「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「限度額認定証」）の有効期限は、7月31日困までとなっており、更新が必要になります。

8月1日降以降有効の限度額認定証の更新手続きは、7月14日金から受付を開始しますので、国民健康保険被保険者証（以下いずれも「保険証」）・現在お持ちの限度額認定証・印鑑をご持参のうえ、8月31日困までに更新の手続きを行ってください。

なお、適用区分（ア、イ、ウ、エ、オ）は、平成28年中の世帯の所得によって改めて判定しますので、これまでの限度額が変更になる場合があります。

※新規で限度額認定証が必要な人は随時受け付けています。保険証と印鑑をご持参のうえ、手続きをしてください。

国民健康保険
限度額適用認定証

国民健康保険 限度額適用・
標準負担額減額認定証

高齢受給者証

70歳から74歳の国民健康保険加入者に交付している「高齢受給者証」の有効期限が7月31日困までとなっていますので、新しい「高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。8月1日降以降は、新しい「高齢受給者証」をお使いください。

「高齢受給者証」は自己負担割合を示すものですから、医療機関などで受診するときには、保険証と一緒に窓口に提示してください。なお、自己負担割合は平成28年中の所得などにより変わる場合があります。

介護保険

負担限度額認定証は更新手続きが必要です

介護保険を利用して特別養護老人ホームなどへの入所又は短期入所（ショートステイ）をした場合に、所得が一定以下の人は負担限度額認定申請により食費と居住費を軽減する制度が設けられています。

負担限度額認定の有効期間は8月1日から翌年の7月31日までとなっていますので、毎年更新が必要です。現在認定を受けている人には、6月に更新の申請書類を送付しましたので、引き続き認定を希望する場合は更新の手続きをしてください。

また、認定を受けていない人で、右記の条件にあてはまる人は、所得や世帯の状況などにより対象となる場合がありますので、新規に申請をしてください。

●負担限度額認定の対象となる人

介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）への入所（入院）又はショートステイを利用している人のうち、次のいずれにも該当する人

- ①生活保護世帯又は市民税非課税世帯であること
- ②配偶者が非課税であること

（別世帯にいる配偶者や内縁関係の人を含む）

- ③預貯金額等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること

「限度額適用・標準負担額減額認定証」に関するお知らせ

後期高齢者医療制度の被保険者で、住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下いずれも「減額認定証」）の交付を受けることができます。

この減額認定証を医療機関に提示することで、窓口負担や入院時の食事代・居住費が減額されます。

減額認定証の交付を受けるには申請が必要です。申請は随時受け付けておりますので、後期高齢者医療制度の保険証をご持参のうえ、手続きしてください。

なお、過去1年間の入院日数が91日（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けていた期間に限ります）以上の場合、入院時の食事代がさらに減額となります。再度、申請が必要となりますので、その際は病院の領収書など入院日数がわかる書類をご持参ください。



【申請に必要なもの】

- ①後期高齢者医療制度の被保険者証
- ②病院の領収書など入院日数が分かる書類（「区分Ⅱ」の減額認定証の交付を受けており、過去1年間の入院日数が91日以上の人のみ）

【申請場所】

- ・市民課保険年金係
- ・各総合支所総合窓口課
- ・各出張所

「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの人へ

現在交付されている減額認定証の有効期限は、7月31日頃となっております。

減額認定証をお持ちで8月以降の認定区分が「区分Ⅰ」（※1）又は「区分Ⅱ」（※2）に該当する人には、7月31日頃までに新しい減額認定証を郵送します。

お手元に届きましたら、8月1日頃以降、医療機関へご提示ください。

なお、現在お持ちの減額認定証は8月1日頃以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

※1 区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（年金収入は控除額を80万として計算します）又は老齢福祉年金受給者

※2 区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税（区分Ⅰに該当する人を除く）

後期高齢者医療被保険者証の更新

現在交付している保険証（オレンジ色）は、有効期限が7月31日頃となっております。

新しい保険証（薄紫色）は、7月下旬に郵送（簡易書留）されます。新しい保険証は8月1日頃からお使いください。

なお、現在お持ちの保険証（オレンジ色）は8月1日以降使用できませんので、各自で処分してください（返却の必要はありません）。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人で、70歳以上の皆さんへ～8月から、高額療養費の上限額が変わります～

すべての人が安心して医療を受けられる社会を維持するために、8月から、70歳以上の人の高額療養費の上限額が、下表のとおり変わります。

適用区分		○見直し前（平成29年7月診察分まで）		○見直し後（平成29年8月診察分から）	
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
現役並み	課税所得 145万円以上の人	44,400円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <多数回 44,400円※2>	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% <多数回 44,400円※2>
	課税所得 145万円未満の人(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回44,400円※2>
低所得者	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。